

法人が取得した固定資産が「使用可能期間1年以上」かつ「取得価額10万円以上」の場合は、基本的に減価償却として損金算入することとなっています。ただし、次のすべての要件を満たしていれば、「少額減価償却資産」として取得時に取得価額全額を損金算入することができます。

(1) 青色申告書を提出する中小企業者等で、常時使用する従業員の数が500人以下の法人であることが中小企業者等とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等のことです。

ただし、資本金1億円超の大規模法人に資本金の額の1/2以上を所有されている法人等（措置法のみなし大企業）は中小企業者等に該当しません。

業の用に供した資産であることが必要です。

法人が、取得価額が20万円未満の場合、耐用年数に関係なく3年間に渡って均等に償却することができます。

そのような減価償却を行なう資産のことを「一括償却資産」といいます。

一括償却資産について減価償却等として損金経理した金額（損金算入限度超過額も含まれます）のうち、図表1の損金算入限度額までの金額を損金に算入できます。

ます。

たとえば、法人

が18万円のパソコンを購入して「一括償却資産」を適用する場合、損金

算入限度額は「18万円×12/36＝6万円」となります

$$\begin{aligned} & \text{一括償却資産の取得価額の合計額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{36} \\ & = \text{損金算入限度額} \end{aligned}$$

数按分で限度額の

```

graph TD
    A[使用可能期間] --> B{1年以上 / 1年未満}
    B -- 1年以上 --> C[取得価額]
    B -- 1年未満 --> F[資産計上 or 一括償却 or 全額損金算入]
    C --> D{30万円以上 / 30万円未満 20万円以上 / 20万円未満 10万円以上 / 10万円未満}
    D -- 30万円以上 --> F
    D -- 30万円未満 20万円以上 --> E[申告の種類]
    D -- 20万円未満 10万円以上 --> G[申告の種類]
    D -- 10万円未満 --> F
    E --> H{白色申告 / 青色申告}
    H -- 白色申告 --> F
    H -- 青色申告 --> I[中小企業者等]
    I -- 非該当 --> F
    I -- 該当 --> J[資産計上 or 全額損金算入]
    G --> K{白色申告 / 青色申告}
    K -- 白色申告 --> F
    K -- 青色申告 --> L[中小企業者等]
    L -- 非該当 --> F
    L -- 該当 --> M[資産計上 or 一括償却]
  
```

The flowchart determines the asset valuation method based on the period of use and the acquisition value. It starts with '使用可能期間' (Period of Use), which branches into '1年以上' (1 year or more) and '1年未満' (less than 1 year). The '1年未満' path leads directly to '資産計上 or 一括償却 or 全額損金算入' (Capitalization or lump-sum depreciation or full loss deduction). The '1年以上' path leads to '取得価額' (Acquisition Value), which branches into four ranges: '30万円以上' (300,000 yen or more), '30万円未満 20万円以上' (less than 300,000 yen, 200,000 yen or more), '20万円未満 10万円以上' (less than 200,000 yen, 100,000 yen or more), and '10万円未満' (less than 100,000 yen). The '30万円以上' and '10万円未満' paths lead directly to '資産計上 or 一括償却 or 全額損金算入'. The '30万円未満 20万円以上' and '20万円未満 10万円以上' paths lead to '申告の種類' (Type of Declaration). From '申告の種類', the '白色申告' (White Declaration) path leads to '資産計上 or 一括償却 or 全額損金算入', while the '青色申告' (Blue Declaration) path leads to '中小企業者等' (Small and Medium Enterprises). If the taxpayer is a '中小企業者等', the '非該当' (Not Applicable) path leads to '資産計上 or 一括償却 or 全額損金算入', and the '該当' (Applicable) path leads to '資産計上 or 全額損金算入' (Capitalization or full loss deduction).

計算をしますが、事業年度の途中で一括償却資産を購入した場合は月数按分する必要はありません。

また一括償却資産について、売却
滅失、除却等があった場合でも、損
金算入限度額の計算を続ける必要が

は「取得価額30万円未満」となる一方で、「税込経理」の法人は「取得価額30万円以上」となります。

なお、パソコンの購入先が免税事業者等の場合（インボイスなし）、税抜金額は32万4500円×1.02/1.10＝30万9000円と計算するため、「税抜経理」でも「取得価額30万円未満」とならないのでご注意ください。

また、共有で取得した資産は、その持分に応じて取得価額の判定を行ないます。50万円の中古車両を2社折半で購入した場合、各社の取得価額は25万円となります。

(3) 適用を受ける資産の合計額は年
300万円までであること

資産の取得価額の合計額が年300万円を超える場合は、年300万円に達するまでの金額が適用可能となります。

たとえば、「1台28万円のパソコン」と「1台15万円のタブレット」をそれぞれ10台購入した場合は「28万円×8台+15万円×5台=299万円」まで適用を受けることができます。なお、事業年度が1年に満たない場合には、300万円を月割計算した金額（8か月なら300万円×8/12=200万円）が限度額となります。

なお、2022年4月1日以後に取得等する場合は、少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行なわれるものは除く）の用に供したものが除かれます（次項の一括償却資産についても同じ）。

(4) 2006年4月1日から2026年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した資産であること

2006年4月1日から2026年3月31日までの間に取得等し、事

す。

す。

「少額減価償却資産」と「一括償却資産」のどちらの要件も満たす場合は「全額損金算入」「一括償却」「資産計上」のいずれかを法人の任意で選択することとなります(図表2参照)。

なお、法人税法からは少し異なりますが、固定資産税(償却資産税)では「少額減価償却資産は申告対象」となるのに対して「一括償却資産は申告対象外」といった取扱いの違いがあります。

日本実業出版社発行『企業実務』
2019年7月号より転載。
記事内容は、2025年6月1日
時点での法令に基づき、校閲・
修正をしております。

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。